省令

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「、昭和町」、「、犬目町」、「、丹木町」、「、中野上町」、「、中野町、栖原町」及び「牛浜、」を削り、「、西多摩郡」を「並びに西多摩郡」に改め、「、大丹波」を削り、「犬山市五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、羽黒（名古屋鉄道小牧線以西で県道百九十四号線以北の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒摺墨、羽黒堂前及び羽黒余町、大阪府」を「一宮市浅井町江森、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野及び瀬部、犬山市犬山（県道二十七号線との交点以西の県道百八十三号線、その交点から県道百八十六号線との交点までの県道二十七号線及びその交点以東の県道百八十六号線以南の地域に限る。）、上坂町、上野、上野新町、郷西、木津、五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、天神町、中山町、羽黒（新郷瀬川以西の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒摺墨、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒余町、橋爪（一般国道四十一号線以北の地域に限る。）及び橋爪東、江南市河野町並びに丹羽郡大口町大字河北、河北及び仲沖並びに扶桑町、大阪府河内長野市市町、木戸、木戸町（一般国道三百十号線以東の地域に限る。）、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ケ丘中町及び松ケ丘東町並びに」に改め、「新家」の下に「、須賀」を加え、「、中村」、「、東桑津」及び「、雲雀丘」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年三月六日から施行する。